

2018年4月吉日
特定非営利活動法人ウリハッキョ
理事長 李 賢 守

NPO 法人ウリハッキョ
第10期（2018年度） 奨学生募集

現在、同胞社会には朝鮮学校をはじめ、在日同胞社会の貴重な財産を守るために「志」と「能力」を有した弁護士が必要になっています。

しかし、法科大学院の高額な入学費、学費等は弁護士を志す若者にとって足かせとなっており彼らを取り巻く経済環境はたいへん厳しいといわざるをえません。

このようななか NPO 法人ウリハッキョは、在日同胞社会の次世代を担う若者が同胞社会の発展に寄与し、同胞に信頼される法曹となるよう積極的に支援することを目的とし「在日同胞弁護士育成事業」を立ち上げ、2009年度より実施することとなりました。

2018年度の「第10期奨学生」を別紙の要領にて募集いたします。

この「在日同胞弁護士育成事業」の趣旨をご理解いただき、高い志のある方がご応募くださることを心よりお待ちしております。

【問い合わせ・書類送付先】

〒110-0005 東京都台東区上野7-2-6 3F
NPO 法人ウリハッキョ事務局
電話 03-3844-1998
FAX 03-3844-1917
Eメール：npo.urihakkyo@gmail.com

NPO 法人ウリハッキョ 第 10 期 (2017 年 7 月～2018 年 6 月) 奨学生
募集要項

1. 対象

- ① 在日朝鮮人で、2018 年度法科大学院入学予定者及び、2018 年度現在、法科大学院に在学する者
※「在日朝鮮人」に関しては「日本に在留する朝鮮人」とし国籍は問わない。
- ② 司法試験受験のための学費等の支弁が困難な者
※応募者の資力については、理事会にて判断します。
- ③ 下記の内容に同意する者

1. 私は、司法試験合格後、弁護士として在日同胞の権利を擁護するための活動をする意思があります。
2. 私は、司法試験合格後、特定非営利活動法人ウリハッキョの正会員になる意思があります。

2. 募集人数

若干名

3. 奨学金の概要

- ・奨学金は、贈与します。
- ・奨学金の金額は、月額 4 万円とします。ただし、他の奨学金をもらっている方は、月額 2 万円とします。
- ・第 10 期奨学金は、2018 年 8 月下旬及び 2019 年 3 月下旬に 6 ヶ月分を指定された口座に振り込みます。

ただし、下記事由の一つにでも該当した場合は、全額返還を求めます。

(条件付贈与)

- 1) 法科大学院に入学しなかったとき
- 2) 法科大学院を退学したとき
- 3) 司法修習終了後、弁護士登録をしなかったとき
- 4) 弁護士登録後、NPO 法人ウリハッキョと同意した内容に反したとき
- 5) その他、在日同胞社会の期待と信頼を過度に裏切ったとき

※なお、1)～5)の事由がある場合でも、相当な理由があるときは当 NPO 法人は理事会の承認を得て、返還の猶予その他処置をとることができるものとする。

※1)～5)の事由がない場合でも、相当な理由があるときは当 NPO 法人は理事会の承認を得て、給付停止その他処置をとることができるものとする。

4. 必要書類

(必要書類は郵送又は指定された場所に提出してください)

【2018年度 法科大学院入学予定者】

- ① 奨学金申込書
- ② 統一適性試験の成績証明書（財団法人日弁連法務研究財団、大学試験センターいずれのものでも可）又は
- ③ 法科大学院に合格したことを証する書類（2018年度入学予定の方は合格後、提出）

【2018年度現在 法科大学院在学者】

- ① 奨学金申込書
- ② 法科大学院が発行する成績証明書

5. 応募期間

2018年4月9日（月曜日）から2018年5月9日（水曜日）まで（必着）

6. 奨学生選考の方法

① 書類選考

本奨学生志願者の書類を総合判断して選考します。

書類選考による合格者発表は、2018年5月下旬まで、本人に知らせ、合格者には面接の日時を連絡します。

② 面接選考

書類選考による合格者について面接を行い、その中から選考します。

面接日は2018年6月中旬を予定しております。

合格発表は2018年8月中旬までに本人に知らせます。

※日程の変更がある場合、本人に直接ご連絡いたしますのでご了承ください。

7. 備考

① 提出された書類は、理由の如何を問わず返却できませんのでご了承ください。

② 今後、「在日同胞弁護士育成事業」に関して広く多くの方々にご支援をお願いする目的で、今回提出された情報の一部を理事会承認のもと行政及び研究機関等に知らせる場合があります。上記以外の目的で奨学金選考手続きにおいて取得した個人情報をご第三者に提供することは一切ありません。

以上